

投 稿 規 定

(1991年4月改訂, 1993年3月一部改訂, 1998年10月一部改訂, 2003年4月一部改訂, 2004年6月一部改訂, 2005年10月一部改訂, 2012年5月一部改訂, 2015年11月一部改訂)

1. 投稿資格

特定非営利活動法人日本火山学会の維持会員および学会会員は会誌「火山」に投稿することができる。共著の場合少なくとも一人は維持会員または学会会員でなければならない。ただし編集委員会が認めたものはこの限りではない。

2. 投稿種別

投稿原稿の種類は、論説 (Article)、寄書 (Letter)、総説 (Review)、討論 (Discussion)、解説・紹介 (Scientific Communication)、書評 (Book Review)、編集委員会の依頼による投稿などとし、和文または英文とする。

3. 原稿の書き方

原稿の書き方は投稿細則に従う。投稿規定・細則に違反する投稿は、査読の前に体裁を整えるよう勧告をうけ、返却されることがある。

4. 投稿の手続き

投稿細則に従って、学会投稿サイトまたは電子メールなどを用いて投稿する。

5. ページ超過の負担

投稿原稿の種類に応じてページ制限があり、投稿細則に従って著者はページ超過の費用を負担する。

6. 特殊印刷代の負担

色刷り、アート紙などの使用、図および表の折り込みに要する費用は、投稿細則に従って著者が負担する。

7. 校 正

著者は責任をもって初校の校正を行い、再校以後の校正は編集委員長に一任する。校正の段階で、著者が著しく原稿を書き換えたとき、そのために生じた印刷費の増加分は著者が

負担する。内容の著しい変更がある場合は、再査読を行うためにその掲載を次号以降に延期することがある。

8. 別刷

別刷の印刷代は著者の負担とする。その代金は学会に支払う。ただし、原稿受理の時点で著者が学生のみの場合は50部（表紙なし）を無料とする。

9. 経理書類の請求

初校の際、学会に申し出る。

10. 著作権

会誌「火山」に掲載された論説・総説・寄書・討論などの著作権（著作財産権，copyright）は、別途定める著作権規定に従い、特定非営利活動法人日本火山学会が所有する。

11. 著作物の内容に関する責任

前項の著作物の内容に関する責任は、著者が負う。例えば、その著作物中の図に別の著作物からの転載がある場合、必要に応じて原作者の許可を取るなどの手続きは、著者自身が行うものとする。

投 稿 細 則

(1991年4月改訂, 1996年11月一部改訂, 1999年6月一部改訂, 2001年6月一部改訂, 2002年10月一部改訂, 2003年4月一部改訂, 2003年5月一部改訂, 2005年10月一部改訂, 2013年10月一部改訂, 2015年11月一部改訂, 2017年6月一部改訂)

I. 投稿の手続き

投稿は以下の2つの方法のいずれかによる。いずれの方法でも、投稿者の連絡先、原稿・図・表の枚数、ページ超過の場合の処置、印刷に際しての希望事項、および3~5名の査読候補者を明示した投稿用紙を添付すること。なお、紙媒体の郵送による投稿は、原則として受け付けないが、やむを得ない事情がある場合は学会事務局に相談すること。

(1) 学会投稿サイトからの投稿（推奨）

電子投稿 URL http://www.kazan.or.jp/J/doc/www_submission.html

(2) 電子メールによる投稿

電子メールに原稿および投稿用紙の PDF ファイルを添付し、学会事務局（下記アドレス）に送信する。PDF ファイルは5 MB 以下とし、これを超える場合は分割して送信する。その他の方法を利用して電子ファイルを送付する場合には、事前に学会事務局に連絡する。

学会事務局電子メールアドレス kazan-gakkai@kazan.or.jp

II. 和文原稿

1. 原稿はワードプロセッサを用いて書かれた A4 判相当の PDF ファイルとする。1 ページあたり 25 行程度、1 行あたり 30 字程度とし、上、下、左に 2.5cm、右側に 5.5cm 程度のマージンをあける。ページ左端には通しの行番号を付ける。漢字はなるべく常用漢字、仮名は平仮名、外国語は片仮名または原語を用いる。英文原稿については III を参照のこと。
2. 論説は、学術論文として未発表のものであり、火山学に関する著者自身によるオリジナルな研究成果をまとめたものとする。
3. 論説の書き方は、和文表題、著者名、英文表題、ローマ字綴り著者名、英文要旨（600 語

以内)、英文キーワード(5語以内)、本文、引用文献、付録の順とし、脚注に著者の所属機関、連絡先を和文および英文で、また、著者が複数名の場合には、ローマ字綴り執筆責任者(Corresponding author)の氏名およびその電子メールアドレスを書く。

4. 寄書は、学術論文として未発表のものであり、火山学に関する著者自身によるオリジナルな研究成果の短報とする。特に速報性・新規性の高い内容を含むことが望ましい。
5. 寄書の書き方は論説に準ずる。ただし英文要旨は400語以内とする。
6. 総説の内容は火山学に関する研究成果を総覧し、総合的にまとめたもの、および火山学の研究の現状あるいは将来への展望などにふれたものとする。
7. 総説の書き方は論説に準ずる。
8. 討論の内容は「火山」誌に掲載された論説・寄書についての学術的な討論とする。
9. 討論の書き方は寄書に準ずる。英文要旨は付けない。編集委員会は討論原稿の掲載可否の判断を行い、討論者へ返答し原著者へ回答を求める。原著者からの回答が得られた場合は掲載可否の判断を行い、討論および回答を合わせて掲載する。
10. 解説・紹介の内容は、火山学および関連分野の研究・教育・普及に関し本会員に有益な記事とする。
11. 解説・紹介の書き方は論説に準ずるが英文要旨とキーワードは付けない。解説・紹介は編集委員2名が査読を行う。
12. 書評の内容は本会員に有益と考えられる火山学に関する単行本等の紹介記事とする。
13. 書評の書き方は寄書に準ずる。英文要旨は付けない。書評は編集委員2名が査読を行う。
14. 原稿の種類に応じてページ制限を設ける。ページ制限は、刷り上がりページ数にして論説・総説が16、寄書が6、討論が4、解説・紹介が6、書評が1ページとする。寄書については、原則として2ページを超える超過(総ページ数が9以上となること)を認めない。

書評については原則として超過ページを認めない。著者は超過ページが確定したとき、超過負担金（超過 1 ページにつき 7,000 円）を学会からの請求に応じて納入する。

15. 色刷りの費用は 1 ページあたり 25,000 円を著者が負担する。仕上がり原稿の 1 ページ中に複数の図が含まれる場合も 1 ページと数える。色刷りの場合、著者から指定がない限りアート紙に印刷される。印刷体を白黒とし、電子版（PDF）をカラーとする場合には、著者の費用負担は発生しない。白黒印刷にアート紙を使用する場合には、1 ページあたり 15,000 円を著者が負担する。そのほか、図や表の折り込みに要する費用は、学会からの請求に応じて著者が負担する。
16. 英文表題の単語の最初の文字は大文字とし、2 文字目以降は小文字とする（冠詞、前置詞、接続詞はすべて小文字。ただし、英文表題が冠詞ではじまる場合は大文字とする）。
17. 著者の所属機関・連絡先、本文中の短い説明、インターネット引用の場合の URL などは、脚注に記載する。
18. 地名、人名の読みにくいものにはふり仮名を付ける。
19. 地名のローマ字綴りは原則としてヘボン式を用いる。
20. 句読点は「,」「.」を用いる。
21. 数値を表す際には、原則として漢数字を用いず、アラビア数字を用いる。
22. 欧文単語の分割は音節区分に従う。
23. 図版は A4 版相当の PDF ファイルとする。縮図した後の効果を考えて、文字、記号、線などの大きさと調和に留意する。
24. 図の内容の大きさを示すには「何分の 1」としないで、縮尺を図版に添え、図の刷り上がり寸法を記入する。
25. 図、表の原稿は一図ごと、一表ごとに、別の用紙とする。原図が大きい場合には縮小し

A4 判に揃える。

26. 図、表の説明文にはなるべく英文を付ける。この場合、和、英併記でも英文のみでもよい。
また、図、表の説明文は別の用紙にまとめて書く。

27. 引用文献は以下の例にならって書く。

本文中の引用では、同一著者が同年に書いた2つ以上の論文を引用する場合には、年号の次に a,b,c,...をつけて区別し、論文末尾の引用文献リストとも整合させる。長編の論文、単行本などの一部を引用するときは、必ず引用箇所のページを付記する。また、共著者が2名のときは2名とも記し、3名以上のときは、最初の著者名・他（和文の場合）、**First Author et al.**（英文の場合）のように記す。複数の論文を括弧書きで引用するときは、文献を年代順にならべる。

例：

〇〇については、いくつかの先行研究により●●とされている（Ito, 1885; Kuroda and Yamagata, 1888b, 1889; 大隈・他, 1898; Ito, 1900a; Yamamoto *et al.*, 1913; 高橋・加藤, 1921）。

論文末尾に付ける引用文献リストは著者の姓のアルファベット順、同一著者（共著者も含めて）のものは発表の年代順に配列する。筆頭著者が同一で、単名の論文、共著論文を配列する場合には、単名論文（年代順）、2名の著者による論文（年代順）、3名以上の著者による論文（年代順）の順に配列する。各引用文献は著者の姓名、発表年、表題、誌名、巻、ページの順にならべる。

例：

Koto, B. (1916a) The eruption of Sakurajima prior to 1914. *J. Geol. Soc. Tokyo*, **23**, 165-180.

Koto, B. (1916b) The great eruption of Sakurajima in 1914. *J. Coll. Sci., Imp. Univ. Tokyo*, **38**, Art 3, 1-237.

Macdonald, G. A. (1972) **Volcanoes**. Prentice-Hall, Englewood Cliffs. N. J., 510p.

Macdonald, G. A. and Katsura, T. (1962) Relationship of petrographic suites in Hawaii. In *Crust of the Pacific basin* (Macdonald, G.A. and Kuno, H. eds), 187-195. *Geophys. Monograph*, **6**, Amer. Geophys. Union, Washington, D.C.

中村一明 (1986) 火山とプレートテクトニクス. 火山, **30**, S1-S16.

Spieler, O., Kennedy, B., Kueppers, U., Dingwell, D. B., Scheu, B. and Taddeucci, J. (2004) The

fragmentation threshold of pyroclastic rocks. *Earth Planet. Sci. Lett.*, **226**, 139–148.

なお、著者の人数が 10 名を超える論文については、引用文献リストにおいても、筆頭著者の姓名のみを記し、共著者の姓名を省略する方法を認める。

例：

鍵山恒臣・他 68 名 (1995) 霧島火山群における人工地震探査—観測及び初動の読みとり—, 震研彙報, **70**, 33-60.

Kagiya, T., *et al.* (1995) 1994 explosion experiment in Kirishima Volcano. *Bull. Earthq. Res. Inst.*, **70**, 33-60.

28. 編集作業を迅速に行うため、投稿原稿の送付後に、投稿したことを学会事務局に電子メールにより通知することを推奨する。

学会事務局電子メールアドレス kazan-gakkai@kazan.or.jp

29. 査読結果は編集担当者から著者に通知する。それを受けて、著者は修正原稿を編集担当に送付する。査読結果や修正原稿の送付は、学会投稿サイトまたは電子メール添付で行う。ただし、大容量の電子ファイルをやりとりする必要がある場合には、著者と編集担当者で相談し、その他の方法を用いることもできる。

30. 原稿が受理された場合、最終原稿として、著者は以下のものを編集担当者に提出する。提出の方法は、学会電子投稿サイトまたは電子メール添付のいずれかとする。ただし、大容量の電子ファイルとなる場合には、送付方法を編集担当者と相談すること。

(1) 最終原稿の本文

ボールドやイタリック等の書式指定がなされた Microsoft Word 形式の電子ファイルで提出すること。

(2) 上記の PDF ファイル

(3) 記入済みの最終原稿チェック用紙

(4) 図・表・写真の電子ファイル

形式は Adobe Illustrator, Adobe Photoshop, JPEG, TIFF, PDF のいずれかとし、その解像度は 350dpi 以上とする。

III. 英文原稿

1. 英文原稿は語学的に難点の少ないものとし、著者の責任において完全を期する。
2. 英文原稿の場合、英文要旨（論説は 600 語、寄書は 400 語以内）と英文キーワード（5 語以内）の他に、原則として末尾に和文による表題、著者名、和文要旨（論説は 800 字、寄書は 500 字以内）をこの順序で付ける。
3. 一般的でない、または混同されやすい漢字の固有名詞（特に地名、地層名など）は、その英和対照表を和文要旨の末尾に付ける。
4. 上記以外は和文原稿の規定に従う。

IV. 二重投稿の禁止

1. 会誌「火山」では、いずれの投稿カテゴリにおいても二重投稿を認めない。
2. 本則における二重投稿とは、著者が既に発表した文献、または投稿中の文献と同一の内容、もしくは極めて類似した内容を投稿することを指す。ただし、以下の(1)-(8)のいずれかに該当する場合には、例外として二重投稿にはあたらないものとする。
 - (1) 学士論文・修士論文・博士論文
 - (2) 大学紀要等に掲載されたピアレビューを経していない論文
 - (3) 学会・研究集会等における配付資料・予稿集・プロシーディングス
 - (4) 一般向けの知識普及を目的としたパンフレット等における研究紹介
 - (5) 学術研究そのものを目的としない各種委員会等に提出する資料・報告書類
 - (6) 科研費や財団等の研究助成に対する報告書
 - (7) 新聞記事等の報道資料
 - (8) 著者個人や所属機関のホームページ等、文献レポジトリとして永続性の担保されない媒体のみで公表された著作物
3. 上記第 2 項における例外の(1)および(2)については、会誌「火山」に投稿しようとする原稿の脚注において、当該文献との関係を明らかにする（例：本稿は [...文献名...] の内容に新たなデータを追加してまとめたものであり、論旨は上記文献と同じである）。

4. 投稿された原稿が二重投稿に該当する可能性があるとして編集委員会が認識した場合、編集委員会は、対象となる文献との関係について著者に説明を求めることができる。著者は、その求めに応じて回答しなければならない。二重投稿に該当するか否かの最終的な判断は編集委員会が行う。

5. 二重投稿に該当しない場合であっても、既出文献中の文章を大量に流用（いわゆるコピー＆ペースト）することは推奨しない。

「火山」誌における文献引用に関するガイドライン

1. 投稿しようとする論文に記載しようとする内容が、既出の文献で示されたものである場合には、その知見や発見事実を得た先行研究者の功績に敬意を表するとともに、研究の履歴を読者に示すために、適切な引用を行うべきである。一般に、自然科学上の事実やデータそのものは著作物とはみなされない。しかし、他者が発見した事実や、他者の得たデータやアイデアを、あたかも自分のオリジナルのものであるかのように記述することは好ましくない。
2. 著作権法上、適正な引用は著作権者に無断で行うことができる。ただし、出典明示は適法引用の要件の一部に過ぎない。適正な引用方法となるよう、その他の要件にも注意を払うべきである。
3. 引用可能な文献であっても、引用することが適切な文献かどうかは自明ではない。例えば、学会講演要旨や一般向けのガイドブックなどに書かれた内容は、研究途上のものや査読を経ていない場合も多い。そうした文献に書かれた内容を引用して批判したり、自説の論拠としたりすることは必ずしも適切ではない。一方で、特に他者の研究の先取性を示す必要があつて、他に適切な文献がない場合などには、引用した方がよいと判断される場合もある。
4. インターネット上の情報、学会講演要旨、会議資料（火山噴火予知連絡会資料など）の引用は、なるべく避ける。ただし、原稿中の記述を補助するための参照や紹介を目的とした引用については、編集委員会の承認のもとで行えることとする。インターネット上の情報の参照を行う場合には、その参照対象が、当該原稿の出版時点以降十分な期間にわたって存在し続け、かつ掲載内容が固定的であることを必要とする。参照を行う際の記載にあたっては、原則として公開出版物への URL 掲載の許可を web 掲載管理者等から著者が受けることとし、単一の参照先については、ページファイル名を含めた URL、複数ないし全体を参照する場合には当該ホームページアドレスを明記し、当該ページの著作権者名とともに、脚注において引用する。
5. しばしば引用される文献の名称および略記の例を以下に示す。ここに示されていない雑誌については、例えば CiNii や Web of Science, ISI の略記法を参考にするとよい。

名称	和文略記	欧文略記
地質学雑誌	地質雑	<i>J. Geol. Soc. Japan</i>
地学雑誌	地学雑	<i>J. Geogr.</i>
岩石鉱物鉱床学会誌 (82 巻まで)	岩鉱	<i>J. Japan Assoc. Mineral. Petrol. Econ. Geol.</i>
岩石鉱物鉱床学会誌 (83 巻以降)	岩鉱	<i>J. Mineral. Petrol. Econ. Geol.</i>
火山		<i>Bull. Volcanol. Soc. Japan</i>
地震		<i>J. Seismol. Soc. Japan</i>
東京大学地震研究所彙報	震研彙報	<i>Bull. Earthq. Res. Inst.</i>
American Journal of Science		<i>Amer. J. Sci.</i>
Bulletin of Volcanology		<i>Bull. Volcanol.</i>
Contributions to Mineralogy and Petrology		<i>Contrib. Mineral. Petrol.</i>
Earth, Planets and Space		<i>Earth Planets Space</i>
Earth and Planetary Science Letters		<i>Earth Planet. Sci. Lett.</i>
Geochimica Cosmochimica Acta		<i>Geochim. Cosmochim. Acta</i>
Geophysical Research Letters		<i>Geophys. Res. Lett.</i>
Journal of Geophysical Research		<i>J. Geophys. Res.</i>
Journal of Petrology		<i>J. Petrol.</i>
Journal of Physics of the Earth		<i>J. Phys. Earth</i>
Journal of Volcanology and Geothermal Research		<i>J. Volcanol. Geotherm. Res.</i>
Philosophical Transactions of the Royal Society of London, series A		<i>Phil. Trans. Roy. Soc. London, A</i>
Physics of the Earth and Planetary Interiors		<i>Phys. Earth Planet. Int.</i>

編 集 規 定

(1991年4月改訂, 1996年11月一部改訂, 1998年10月一部改訂, 2003年4月一部改訂, 2015年11月一部改訂)

1. 編集委員会は投稿受付日を記録し, 投稿が受け付けられたことを著者に通知する.
2. 編集委員会は, 原稿が投稿規定に著しく違反していると認められるときは, 査読前に著者に対して体裁を整えるよう勧告することができる.
3. 編集委員会は, 投稿された原稿に対して適切な査読者を選定し, 原稿の査読を依頼する.
4. 原稿の審査は編集委員会の責任で行う. 論説, 寄書および総説は, 火山学に関し価値ある結論を含むと査読者が判定し, それを編集委員会が認めた場合に掲載される. その他の投稿については, 投稿種別ごとの目的に照らしてその内容が適切であると編集委員会が判定した場合に掲載される.
5. 編集委員会は査読者の助言に基づいて原稿の修正を求めることができる.
6. 編集委員会は投稿細則に違反する部分について, 著者の承諾なしに修正することができる.
7. 編集委員会は, 掲載不相当と認めた原稿を却下することができる. その際, 却下の理由を明らかにして著者に通知する.
8. 査読後の修正が行われ, 原稿が編集委員会によって採用された日付を受理日とし, 編集委員会はこれを記録するとともに著者に通知する.
9. 原稿が査読結果とともに著者に返却されてから3ヶ月以内に改訂原稿が再提出されないときは, その原稿は取り下げられたものとして取り扱う. ただし, 編集委員会は著者から期限内に再提出できない事情の説明があったとき, 期限の延長を認めることができる.
10. 初校の校正は著者が行い, 再校以後の校正は編集委員会が行う.

11. 原稿の長さには投稿細則にしたがって制限をおくが、編集委員会の依頼による原稿の場合には、編集委員会はこの制限を免除することができる。
12. 原稿は原則として受理された順に会誌に掲載される。特別の企画のため、論文の掲載順序が必要である場合はこの限りではない。
13. 印刷後、重要な誤りが発見されたときは、正誤表に掲載することができる。

著作権規定

特定非営利活動法人日本火山学会著作権規定

1. 特定非営利活動法人日本火山学会が発行する出版物に掲載された論文, 記事等の著作物の著作権（著作財産権, copyright）は, 特別の断わりがない場合は特定非営利活動法人日本火山学会に帰属する.
2. 当該著作物の一部あるいは全部を複製, 引用, 転載する場合は, 第3項および第4項に定める場合を除いて, 事前に本会の許可を得るものとする.
3. 当該著作物の一部を研究, 教育, 普及等の非営利目的のために複製, 引用, 転載する場合には, 本会の許可を必要としない. ただし, その場合には当該著作物の出典を明示しなければならない.
4. 著者が研究・教育・普及等の非営利目的で当該著作物の一部あるいは全部を複製, 引用, 転載する場合には, これを妨げない.
5. 著作権の運用にあたって, 本会は著作者人格権に十分留意するものとする.

付則 本規定は2005年1月1日から施行する.